平成２８年（フ）第８５０６号
東京都板橋区蓮根２丁目20―４―102
債務者　江田千代美
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５７号
東京都新宿区戸山２―21―114
債務者　相澤ひで子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５５９号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目47―21―304
債務者　小西　みき（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５６１号
東京都町田市本町田3621―５―302
債務者　中谷　圭子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５６４号
東京都江戸川区小松川３丁目13―３―911
債務者　太田　公昭
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５７１号
神奈川県川崎市多摩区堰１丁目18―７　第一日興荘103
債務者　山崎　美徳
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５７２号
神奈川県横浜市港南区港南１丁目６―34―306
債務者　細谷　康市
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５７９号
東京都江東区大島７丁目28―１―1313
債務者　鎌田　清治
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５８６号
東京都豊島区駒込７丁目９―６―102
債務者　渡部　　実
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５９３号
東京都小平市小川西町３丁目５―４―201
債務者　前田　志保
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６０８号
東京都立川市柴崎町３丁目５―１―705
債務者　渡邉　和子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１０号
東京都江戸川区西小岩４丁目14―15　高橋方103
債務者　羽田千鶴子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１１号
東京都足立区西綾瀬３丁目５―12―203
債務者　近藤　浩子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１３号
東京都足立区南花畑５丁目15―10―103
債務者　萩原　豊和
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１６号
東京都豊島区西巣鴨２丁目１―11
債務者　高橋　正之
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部